

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う後援の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、市の名義の使用を承認することをいう。

(後援の名義)

第3条 後援において使用を承認する名義は、「深谷市」とする。

(承認の基準)

第4条 後援の承認は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が、市の産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他市民の福祉の増進に寄与すると認められ、公共性を有する事業であること。
  - (2) 団体等の代表者及び構成員が明確で、事業遂行能力があると認められること。
  - (3) 会場等の秩序が維持され、参加者の安全及び衛生が十分に確保されていること。
  - (4) 広く市民を対象として行われる事業であり、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市の施策の推進上特に有益であると認められる事業は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認を行わない。
- (1) 法令等又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの。
  - (2) 特定の思想又は信条の普及又は宣伝を目的とするもの。
  - (3) 政治的又は宗教的な内容を含むもの。
  - (4) 私的な営利又は商業宣伝を目的とするもの。ただし、事業の内容が市の知名度の向上又は産業の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。
  - (5) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合は実費相当額を限度とし、その金額が社会通念上適当と認められる範囲を超え、妥当性を欠くもの。
  - (6) 参加者等に寄附、援助等を強要するもの。
  - (7) 会員等の勧誘を目的とするもの。
  - (8) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織と関係があると認められるもの。
  - (9) その他、後援の承認を行うことが適当でないとして市長が認めるもの。

(申請の手続)

第5条 後援の承認を受けようとする者は、後援承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、事業実施日の1箇月前までに、市長に申請しなければならない。なお、当該申請書に記載すべき事項を満たしていれば、当該申請者の申請書により申請することができる。

- (1) 事業計画書など事業の目的や内容がわかる資料
- (2) 入場料、参加料その他の費用を徴収する事業は、当該事業に係る収支予算書
- (3) 団体等の概要を示す書類(定款、会則、役員名簿等)
- (4) パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物に後援名義等の表示をするときは、その原稿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、前年度に同様の事業で後援の承認を受けたときは、事業の内容により、同項各号に定める書類の添付を省略させることができる。

3 前2項の規定により申請したものは、申請内容に変更を生じたときは、直ちに変更内容を届け出なければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、後援の承認の可否を決定し、申請者へ通知しなければならない。

2 後援が適当と認めるときは後援承認決定通知書(様式第2号)により、後援が適当でない認めるときは後援不承認決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知しなければならない。

(承認の条件)

第7条 市長は、後援の承認に当たっては、原則として次の条件を付するものとする。

- (1) 職員等の派遣は、行わないこと。
- (2) 使用施設の使用料免除等は、行わないこと。
- (3) その他の一切の責任は、負わないこと。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業に係る承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 第4条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定に該当することが明らかになったとき。

2 前項により、後援の承認の決定を取り消した場合は、後援承認取消通知書(様式第4号)に

より通知する。

(実施報告)

第9条 後援の承認を受け、事業を実施したもののうち、市長が必要と認めるものは、当該事業終了後速やかに、後援事業実施報告書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。